

一般社団法人 山梨県臨床検査技師会 費用に関する規程

平成24年3月18日 制定

平成26年3月16日 改正

平成28年4月20日 改定

令和3年6月27日 改定

(総 則)

第1条 一般社団法人山梨県臨床検査技師会の会員が、会務の為出張する場合は費用を支給する。

(費 用)

第2条 費用とは、会務の遂行に伴い発生する交通費、旅費、宿泊費、手数料、日当等の経費をいう。

(行動の順路)

第3条 旅費は、順路により計算する。ただし、やむを得ない事由の場合に現に経過した経路によることができる。

(旅費の種類)

第4条 旅費は、交通費とし、支給額は別表旅費支給基準により支給する。

(旅費の基準)

第5条 旅費支給上の旅程は、原則鉄道を基準にして計算する。

(出張の許可)

第6条 出張を必要とするときは、所定の用紙を使用し、会長の承認を得なければならない。

(宿 泊)

第7条 会務として宿泊を要する場合、事後実費を支給する。但し、その上限は1日12,000円とするが、主催者が指定するホテル等の宿泊で、上限の12,000円を超える場合等は理事会承認を必要とする。

(日 当)

第8条 会務のため会議等で県外に出張する場合、1日当たり日当2,000円を支給する。但し、会務遂行日のみを出張扱いとし、移動に要する前泊及び後泊等は含まれない。

2 公益事業等で、3時間を超える事業に参画した場合、日当として3,000円を上限として支給する事ができる。(交通費含む)

3 本会主催の会議等に対し、日当1,000円及び交通費を支給する。

(費用の制限)

第9条 会長は時宜により旅費の一部もしくは全部を支給しないことがある。また、上記費用が会議等を主催する団体より支給される場合、支給されない。原則研究班活動等も、支給されない。

(雑 則)

第10条 日臨技部門長会議・部門員会議等において、日臨技から費用が支給されない場合や、部門委員会が開催される研修会等において、研修会費用で賄えない場合などは、本規定を適用する

2 この規程以外に特別急を要する事情が生じた場合、三役で決し理事会で決定する。

(附 則)

第11条 この規程の改廃は、総会の議決を経なければ変更することができない。

第12条 この規程は、平成24年4月1日より施行する。

別表 旅費支給基準

| 交 通 費 | 支 給 額 |
|--------------|--|
| 県 内 (実距離) | 当該施設・2km以内 無し、2km～10km 500円、11～20km 1,000円、21～30km 1,500円、31km～40km 2,000円、41km以上 3,000円 |
| 県 外 | 原則として運賃実費 |